

[illegible]

その 2

令和 6 年 9 月

高 梁 市

第4回高梁市議会(定例)追加議案目録

| 議案番号  | 件名                           | 結 果 | 頁 |
|-------|------------------------------|-----|---|
| 同意第1号 | 高梁市教育委員会委員の任命について            |     | 3 |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |     | 9 |

高梁市教育委員会委員の任命について

高梁市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 川 上 はる江 |         |
|     | 渡 邊 ありさ |         |

令和 6 年 9 月 10 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるため。

(参考)

高梁市教育委員会委員名簿

令和6年9月1日現在

| 選任<br>年 月 日 | 任期満了<br>年 月 日 | 住 所 | 氏 名   | 生 年 月 日 | 任 期<br>満了等 |
|-------------|---------------|-----|-------|---------|------------|
| R 2. 11. 16 | R 6. 11. 15   |     | 川上はる江 |         | ○          |
| R 2. 11. 16 | R 6. 11. 15   |     | 渡邊ありさ |         | ○          |
| R 4. 11. 16 | R 8. 11. 15   |     | 西井 道治 |         |            |
| R 5. 11. 16 | R 9. 11. 15   |     | 山縣 始  |         |            |

(参考)

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

(任命)

### 第4条 略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 赤 木 啓 子 |         |
|     | 高 田 知加子 |         |
|     | 湯 浅 史 郎 |         |

令和6年9月10日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

人権擁護委員名簿

令和6年9月1日現在

| 選 任<br>年 月 日 | 任期満了<br>年 月 日 | 住 所 | 氏 名   | 生年月日 | 任 期<br>満了等 |
|--------------|---------------|-----|-------|------|------------|
| R 4. 1. 1    | R 6. 12. 31   |     | 赤木 啓子 |      | ○          |
| R 6. 7. 1    | R 9. 6. 30    |     | 大久保緑子 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 西 村 肇 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 大内 睦子 |      |            |
| R 5. 1. 1    | R 7. 12. 31   |     | 妻井 博之 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 藤井 恵子 |      |            |
| R 5. 7. 1    | R 8. 6. 30    |     | 山川 一郎 |      |            |
| R 4. 1. 1    | R 6. 12. 31   |     | 高田知加子 |      | ○          |
| R 6. 1. 1    | R 8. 12. 31   |     | 大江 祥文 |      |            |
| R 4. 1. 1    | R 6. 12. 31   |     | 湯浅 史郎 |      | ○          |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 平松 正寛 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 赤木日登美 |      |            |
| R 5. 7. 1    | R 8. 6. 30    |     | 加藤 浩子 |      |            |
| R 6. 1. 1    | R 8. 12. 31   |     | 難波 眞琴 |      |            |
| R 5. 7. 1    | R 8. 6. 30    |     | 大月 一郎 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 西井 秀明 |      |            |
| R 6. 7. 1    | R 9. 6. 30    |     | 平川公之助 |      |            |
| R 4. 7. 1    | R 7. 6. 30    |     | 村上 鉄治 |      |            |

(参考)

## 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。